

令和6年1月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土博物館（青梅市駒木町1-684 TEL0428-23-6859）

一新指定有形文化財

絹本着色根岸典則像 小林天瀧筆・根岸典則讚一

令和5(2023)年12月1日、「絹本着色根岸典則像 小林天瀧筆・根岸典則讚(図1)」が青梅市指定有形文化財に指定されました。

画像は縦147cm、横39.4cmの掛軸になっており、上部に根岸典則の自讚、下部には小林天瀧の筆で典則の姿が描かれています。

画像の典則は、白い襦袢の上に藍色の長着、黒の一重羽織を着て、萌黄色の帯を締めています。頭部の結髪が小さく、目じりの皺や頬のたるみなどから、天瀧は老齡の典則を描いたものと思われます。描かれている典則は右手に仏教で説法や法会の際に講師・導師が所持する仏具の如意を持ち、左手を添えて端座しています。その姿はさながら、問答しているかのようにも見えます。掛軸の右側には「小林天瀧寫」と書かれ、「林謹質印」及び「一號天瀧」の落款が押されています。

小林天瀧は安永7(1778)年、青梅村に生まれ、谷文晁を師とする、青梅を代表する画家で、人物・花鳥・山水いずれも巧としていました。

讚は

隱心浮動 嶺頭雲 稟性清冷
巖下水 一箇癡頑 無處藏
画成瘦貌 多相似



図1：絹本着色根岸典則像
小林天瀧筆・根岸典則讚

と漢詩が書かれています。これは典則の筆で、自分を自嘲気味に詠んでおり、また、古い

衰えた姿をよく描いてくれたという天淵に対する謝辞が含まれた七言絶句です。讃の左側には「岨鳳質自讃」と書かれ、その下には落款が押されています。

根岸典則は、宝暦8（1758）年、青梅村の年寄を勤めていた根岸孫兵衛の分家で、根岸喜右衛門の長子として生まれ、通称は根岸太兵衛、字は文卿、名は鳳質、号は岨谷と称しました。典則の生まれた根岸家は、江戸時代に青梅縞を商う商家で、明治の初め頃には酒屋を営んでいました。

典則の両親は俳諧に精通しており、青梅俳諧グループの主要メンバーでした。典則は文化的要素を身に付けることのできる家庭環境にあり、幼い頃から学問を好み、当時青梅に滞在していた中原章に師事し、京都の二条派の古典学や和歌を学びました。

根岸典則に関しては、『^{けいうんけんわ かしゅう}溪雲軒和歌集』をはじめ、和歌の注釈書である『^{ぞくせんざいけいうんしょう}続千載溪雲抄』、『^{しんせんざいけいうんしょう}新千載溪雲抄』、青梅周辺の寺院や禅僧、仏事、風景などを漢詩に詠んだ『^{かいこくししゅう}岨谷詩集』、典則の古希を祝った詩文集『^{かほうしゅう}歌鳳集』など多くの著書や刊行物が出版されています。

また、典則が著し、没後12年の天保14（1843）年に刊行された『^{ふ そうもうぎゅう}扶桑蒙求』は、神代から中世までの日本史のエピソードを漢文で綴ったもので、日本史の啓発書として、明治初年の学校教科書として採用されていました。典則は青梅の文人であるというだけでなく、明治時代の日本教育に功績のある人物でした。

「絹本着色根岸典則像 小林天淵筆・根岸典則讃」は、周辺地域における文化活動の中心的存在で江戸時代の青梅を代表する文人「根岸典則」の姿を、これもまた青梅を代表する画家「小林天淵」が描き、典則の自讃が書かれていることから文化財として高く評価され、青梅市指定有形文化財に指定されました。

（文責 小島みどり）